

総務文教常任委員会会議記録

(条例改正)

1. 日 時	令和7年9月5日(金) 9時25分開議 令和7年9月5日(金) 15時30分散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	原田豊彦委員長、安井博幸副委員長、本多紀元委員、前田えり子委員、野々村康委員、向井千尋委員、上田英樹議長
4. 欠席議員	なし
5. 会議に付した事件	<p>議案第54号 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第55号 丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例</p>
6. 議事の経過	<p>原田委員長 挨拶</p> <p>原田委員長 開議宣告</p> <p>9:25 開議</p> <p>■日程第2 議案第54号丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>選挙管理委員会 挨拶</p> <p>選挙管理委員会 説明</p> <p>【質疑内容】</p> <p>安井副委員長 この補充員というのはどのようにして選ばれるんですか。</p> <p>選挙管理委員会 選挙管理委員会の委員の選挙を、議会のほうで選んで頂きますけれども、 その際に同時に補充員のほうも議会のほうで選挙して選んで頂</p>

くという仕組みになってございます。

本多委員 定められてなかったということなんですけど、これまでってどうされていきましたか。

選挙管理委員会 これまでは補充員を補充しなければいけないケースがなかったのですが、この前の衆議院議員の選挙のときにですね、補充員の補充が必要となる場合がございます。その際にですね、報酬の規定がないんですけども、職責が重要であることが何らかの報酬を支払わなければいけないということになり、考えまして、今後の規定整備をしっかりとしておく必要があると考えて、今回御提案のほうをさせていただいた次第です。

■ 日程第 3 議案第 5 5 号 丹波篠山市市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成、公営に関する条例及び丹波篠山市議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

選挙管理委員会 説明

【質疑内容】

安井副委員長 541 円 30 銭が 586 円 88 銭は 1 枚当たりの単価ですが、固定費は変わらないんですか。

選挙管理委員会 今、副委員長おっしゃいました、固定費、いわゆる企画費ですけども、31 万 6250 円、こちらのほうについては今回見直しはございません。

安井副委員長 その固定費 31 万幾らで、余りを足すとですね、両方で、50 万円を超える金額なんです。実際、私これまで 4 回ほどポスター印刷したことあります。ほかの方の候補者がどのぐらいポスターに使ったっていうのも、選挙管理委員会から資料を提出して頂いて見たことありますけども、少ない方は 10 万円以下でできるんですけども限度いっぱいまで使ってる方もいらっしゃるわけです。要するにこれって物すごく金額の差が激しい。要するに潤沢過ぎる公費負担がある

意味不正の温床になってるっていうことが考えられるんです。

例えば、愛知県犬山市の場合、潤沢過ぎるポスターの印刷費の公費負担制度を悪用して、印刷業者と候補者が共謀して、公費負担限度いっぱい領収書を発行して、ほかの政治活動のビラや選挙はがきの印刷など、合算して市が市側に費用請求されたという不正があったわけです。犬山市の場合ですとそういうことがあったから、ポスターの公費負担の限度額単価プラス、固定費を合算した金額を48%下げようというのを、市の条例改正でされたことがあったんです。私も実は2019年なんですけども3月議会において、選挙ポスターの公費負担をもっと下げましょうという、議員提案をしたんですけども残念ながら否決されてしまいました。実際今、カラー印刷ってのはすごく値段下がってるんです。値段が下がってるのに、こんなに国が上げたからといって、それをうのみにして市が上げるっていうことに対して私は非常に納得しがたい。

むしろ、選挙ポスターの公平、負担というのを下げたいというふうに思ってるわけなんです。

そういうことについて、選挙管理事務、事務局側としては国が上げたから、それに準じて市も上げるんだというふうに出されたと思うんですけども、そこはやっぱりもう一度考え直す必要があると思うんです。

ほかの議員の方々にもその辺はよく考えて、国がやってるからそのとおりするんだっていうのは、考え直すべきじゃないかと思います。

実際、地方分権法か何かで、国が正しければね、そのとおり市もやればいいと思うんだけど、国がやってることがおかしいときはやっぱり市はそのとおりしなくていいと思うんですけどね、これは私の考えもあるんですけども、国が上げたから今回上げたということ上げた、要するに、条例改正を提案されてるわけですけども、それについて、私の今の意見に対してはどのような感想を持ちか、お尋ねしたいと思います。

選挙管理委員会

選挙管理委員会といたしましては、選挙の公営制度としてお金がかからない選挙制度の実現のために候補者の選挙に係る経費の負担をできるだけ軽減することを目的に、また、立候補の機会等を図る手段として、選挙公営制度が設けられおり、それぞれの自治体の地

総額 10 万円以下でつくれました。

市内の印刷業者に頼んでも 20 万から 25 万ぐらいで作れるはずなんです。

これは選挙管理委員会のデータをもとにして、私は発言しています。ですから、それよりも高い 50 万という限度まで目いっぱい使うということは、それをある意味、印刷業者と口車を合わせれば悪いことができる可能性があるわけです。だからそういうふうな可能性のあるような条例改正はすべきでないと思っています。以上が反対の理由です。

原田委員長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

野々村委員 それでは賛成の立場から討論をさせていただきます。
公職選挙法ではお金のかからない選挙制度の実現、とともに、候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図るため、今回の条例では、地方公共団体丹波篠山市が候補者の選挙運動費用を負担する制度を設けております。安井副委員長がおっしゃるとおり、ポスターについては、私もこの上限でおおむね 51 万ほど、負担を置いていただけるわけですが、それでも大分低い額で作成しておりますが、印刷費とは別に企画費というのが 31 万ほどかかっておまして、こういう企画が個人でできない立候補者につきましては、50 万ほどかかるのではないかということも予測されることから、それに見合う物価上昇分を今回、上げるということに関して、賛成、討論とさせていただきます。

原田委員長 これで討論を終わります。
これから議案第 55 号について採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

原田委員長 起立多数です。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。以上で当委員会に付ました議案についての採決は終了いたしました。なお、委員会の審査報告については、委員長に一任頂きたいと思いますが、これに異議ございませんか。

— 異議なし —

原田委員長 散会宣告

安井副委員長 挨拶

15:30 散会

令和 年 月 日

総務文教常任委員会

委員長